

# 暴風警報・避難指示等 が発令されたら！

## 暴風警報・避難指示・緊急安全確保発令にともなう非常措置についてのお知らせ

台風等により、「京都市」（テレビ・ラジオでは「京都南部」「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に**暴風警報**が発令された場合、もしくは、吉田学区に**避難指示**（警戒レベル4）または**緊急安全確保**（警戒レベル5）が発令された場合（以下『暴風警報』・『避難指示等』）、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に注意してください。※本校の校区である吉田学区は、「鴨川の浸水想定区域」であり、避難指示等の発令対象地域であるため、発令があった場合は、暴風警報の場合に準じた措置を取ります。

なお、「暴風警報」・「避難指示等」が発令されなくとも「大雨警報」・「洪水警報」等が発令され、通常の登下校が難しいと判断された場合は、同様の措置をとることがあります。その場合は、学校ホームページやメール配信でお知らせいたします。

### 記

#### 1. 『暴風警報』・『避難指示等』が登校前に発令された場合

①『暴風警報』・『避難指示等』が解除されるまで、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

②『暴風警報』・『避難指示等』が解除された場合については、以下の措置をとります。

\* 午前 7時までに解除になった場合 → 平常授業

\* 午前 9時までに解除になった場合 → 10時35分までに登校

\* 午前11時までに解除になった場合 → 13時40分までに登校

（午後からの始業の場合は、給食を中止します。）

学校には、集団登校してください ※集合時刻についてはPTA地域委員さんより連絡があります。

\* 午前11時現在、『暴風警報』・『避難指示等』が発令中の場合 → 臨時休業

#### 2. 『暴風警報』・『避難指示等』が在校中に発令された場合

\*直ちに臨時休業としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。帰宅については、緊急連絡カードの記載内容に基づき、集団下校または学校待機とします。

\*学校待機の場合は、保護者への引き渡しでの帰宅とします。

\*また、不測の事態においては緊急連絡カードの記載内容にかかわらず、集団下校をとりやめ、学校待機とします。帰宅に関しては、上記の学校待機の場合と同様にします。

\*連絡事項をメール配信等でお知らせすることがありますので、確認いただくようお願いいたします。

\*児童館・放課後デイサービス等を利用している場合は、原則学校待機とします。詳細は各施設に直接お問い合わせください。

◎『暴風警報』・『避難指示等』発令中・解除直後は以下のことがらに注意を払ってください。

・強い風がおさまるまで家の外に出ない。切れた電線や倒壊の恐れのあるブロック塀などに十分注意する。

・雨が止んでも、川が増水し危険であるため、絶対に近付かない。

※ 被害や事故など変わったことがありましたら、すぐに学校に連絡してください。

※ 放課後まなび教室も同様の措置をとります。

※以上のことをお子たちにもお話してください。

※このお知らせはホームページでも掲載させていただいています。

※『暴風警報・避難指示等』の発令、解除については、テレビ、インターネット等でご確認ください。

【参考】避難情報の名称について

「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

避難情報の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保（※） 【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容すべき状況。
市民が取るべき行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所から全員退避（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> </ul> （ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）

※ 「緊急安全確保」について、実際に発令される場合としては、「特別警報」が発表されるような状況で、更に大きな災害（堤防の決壊等）が発生し、市民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「特別警報」が発表された場合（「1 特別警報について」）を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられます。